

<収益認識基準と独法基準改訂案の関係>

収益認識基準(カッコは項番号)	独法基準改訂案	収益認識基準(カッコは項番号)	独法基準改訂案
(1~4) 目的及び範囲	前文	(41~45) 履行義務の充足に係る進捗度(ステップ5)	
(5) 契約の定義	○(第 86)	(46) 取引価格に基づく収益の額の算定	
(6) 顧客の定義	○(第 86)	(47~49) 取引価格の算定(ステップ3)	
(7) 履行義務の定義	○(注 67)	(50~55) 変動対価(ステップ3)	
(8) 取引価格の定義	○(注 67)	(56~58) 契約における重要な金融要素(ステップ3)	
(10~12) 契約資産、契約負債、顧客との契約から生じた債権の定義	○(第9・15)	(59~62) 現金以外の対価(ステップ3)	
(9、13~15) 独立販売価格、工事契約、受注制作のソフトウェア、原価回収基準の定義		(63~64) 顧客に支払われる対価(ステップ3)	
(16) 基本となる原則	○(第 86)	(65~67) 履行義務への取引価格の配分(ステップ4)	
(17) 5ステップアプローチ	○(第 86)	(68~69) 独立販売価格に基づく配分(ステップ4)	
(18) 適用対象		(70~71) 値引きの配分(ステップ4)	
(19~26) 契約の識別(ステップ1)		(72~73) 変動対価の配分(ステップ4)	
(27) 契約の結合(ステップ1)		(74~76) 取引価格の変動(ステップ4)	
(28~31) 契約変更(ステップ1)		(77~78) 契約資産、契約負債及び顧客との契約から生じた債権(開示)	
(32~33) 履行義務の識別(ステップ2)		(78-2~79) 表示(開示)	一部○(注 67)
(34) 別個の財又はサービス(ステップ2)		(80-2~80-3) 重要な会計方針の注記(開示)	一部○(注 56)
(35~37) 履行義務の充足による収益の認識(ステップ5)		(80-4~80-24) 収益認識に関する注記(開示)	
(38) 一定の期間にわたり充足される履行義務(ステップ5)		(80-25~80-27) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における表示及び注記事項(開示)	
(39~40) 一時点で充足される履行義務(ステップ5)		(81~90) 適用時期等	前文

(注) 前文→前文に反映、○→基準及び注解に反映、空欄→独法基準に規定なし(企業会計の基準に従う)